



県章

滋賀県公報

令和7年(2025年)
8月8日
第638号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 規 則

滋賀県立近江富士花緑公園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(森林政策課) 1

○ 告 示

令和7年度木育施設しがモック使用料等の徴収事務の委託(びわ湖材流通推進課) 1

保安林の指定施業要件の変更(森林保全課) 2

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課) 2

滋賀県農業技術振興センターの農産物の販売に係る生産品売払代金の徴収事務の委託(みらいの農業振興課) 2

都市計画の変更(都市計画課) 3

道路区域の変更(道路保全課) 3

道路の供用開始(道路保全課) 4

○ 公 告

令和7年度クリーニング師試験実施公告(生活衛生課) 4

大規模小売店舗の変更の届出の公告(中小企業支援課) 6

公共測量実施公告(用地事業支援課) 6

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(住宅課) 6

一般競争入札の公告(警察本部会計課) 7

落札者決定の公告(流域政策局) 8

規 則

滋賀県立近江富士花緑公園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和7年8月8日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第54号

滋賀県立近江富士花緑公園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

滋賀県立近江富士花緑公園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(令和7年滋賀県条例第21号)の施行期日は、令和7年8月24日とする。

告 示

滋賀県告示第298号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、令和7年度木育施設しがモック使用料等の徴収事務を次のとおり委託した。

令和7年8月8日

滋賀県知事 三日月 大造

1 当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称 社会福祉法人ご縁会 理事長 権田五雄

- 2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 草津市青地町1248-4
 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 令和7年度木育施設しがモック使用料等
 4 指定公金事務取扱者の指定をした日 令和7年7月7日
 5 指定公金事務取扱者に当該委託をした日 令和7年7月7日

滋賀県告示第299号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。
 令和7年8月8日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 湖南市(次の図に示す部分に限る。)
 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
 3 変更後の指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および湖南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第300号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和7年8月8日

滋賀県知事 三日月 大造

精神通院医療機関

名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
ココレ薬局坂本店	大津市日吉台4-15-1	薬局	山口豊子	令和7.2.1
みどり薬局草津店	草津市矢橋町1613-1	薬局	田中茜	令和7.4.1
わかば薬局神崎店	東近江市五個荘清水鼻町126-1	薬局	田村佑輔	令和7.4.1
医療法人あおあお在宅クリニック	栗東市中沢二丁目11番10号メゾン中沢1階	病院・診療所	後藤裕文	令和7.6.1

滋賀県告示第301号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和7年8月8日

滋賀県知事 三日月 大造

更生医療機関および育成医療機関

自立支援医療の種類	名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
育成医療・更生医療	みどり薬局草津店	草津市矢橋町1631-1	薬局	田中茜	令和7.4.1
育成医療・更生医療	わかば薬局神崎店	東近江市五個荘清水鼻町126-1	薬局	田村佑輔	令和7.4.1

滋賀県告示第302号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、滋賀県農業技術振興センターの農産物の販売に係る生産品売払代金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和7年8月8日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称 全国農業協同組合連合会滋賀県本部
- 2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 大津市京町四丁目3番38号
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 滋賀県農業技術振興センターの農産物の販売に係る生産品売払代金
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日 令和7年4月1日
- 5 指定公金事務取扱者に当該委託をした日 令和7年4月1日

滋賀県告示第303号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、滋賀県農業技術振興センターの農産物の販売に係る生産品売払代金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和7年8月8日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称 株式会社オーミ青果
- 2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 彦根市安食中町327番地
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 滋賀県農業技術振興センターの農産物の販売に係る生産品売払代金
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日 令和7年4月1日
- 5 指定公金事務取扱者に当該委託をした日 令和7年4月1日

滋賀県告示第304号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、滋賀県農業技術振興センターの農産物の販売に係る生産品売払代金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和7年8月8日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称 丸一八日市綜合青果株式会社
- 2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 東近江市市辺町2533番地
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 滋賀県農業技術振興センターの農産物の販売に係る生産品売払代金
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日 令和7年4月1日
- 5 指定公金事務取扱者に当該委託をした日 令和7年4月1日

滋賀県告示第305号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき大津湖南都市計画道路を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年8月8日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 都市計画の種類 大津湖南都市計画道路3・3・14号片岡栗東線
- 2 都市計画を変更する土地の区域 守山市勝部五丁目から守山市千代町まで
- 3 図書の縦覧場所 滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県南部土木事務所管理調整課 草津市草津三丁目14-75

滋賀県告示第306号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和7年8月8日から令和7年8月22日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年8月8日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域					
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考	
県道	大津能登川長浜線	草津市山寺町字笹谷61番20地先から	変更後	最小 9.8m } 最大 83.1m	2196.0m	道路改良工事(バイパス)に伴う管理区域の変更	
		栗東市下戸山字狐ヶ谷310番地先まで	変更前	最小 28.4m } 最大 82.1m	2196.0m		
	川辺御園線	栗東市下戸山字和田129番1地先から	変更後	最小 9.6m } 最大 50.3m	600.9m		道路改良工事(バイパス)に伴う道路区域の変更(路線重用)大津能登川長浜線 L=336.0m
		栗東市上砥山字古川950番1地先まで	変更前	最小 11.6m } 最大 49.3m	600.9m		

滋賀県告示第307号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和7年8月8日から令和7年8月22日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年8月8日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
間田長浜線	米原市市場字関戸172番地先から 米原市市場字中屋敷147番1地先まで	令和7.8.8	L=283.4m

公 告

令和7年度クリーニング師試験実施公告

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項の規定に基づき、令和7年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和7年8月8日

滋賀県知事 三日月 大造

1 試験日時および場所

日時 令和7年11月19日(水)午前10時から(試験予備日:令和7年11月20日(木))

場所 滋賀県大津合同庁舎 大津市松本一丁目2-1

2 試験科目

学 科 試 験	実 技 試 験
衛生法規に関する知識	洗たく物の処理に関する技能
公衆衛生に関する知識	
洗たく物の処理に関する知識	

3 受験資格 次のいずれかに該当する者が受験できる。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者
- (2) クリーニング業法の一部を改正する法律(昭和30年法律第154号)附則第5項の規定により学校教育法第57条に規定する者とみなされる者

4 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書(県所定のもの)

イ 履歴書(県所定のもの)

ウ 受験者が3に掲げる受験資格を有することを証する書類

卒業証書等の写しにあっては、原本も持参すること。

なお、卒業証書等に記載された氏名が現氏名と異なる場合は、戸籍抄本等(出願日前6か月以内のもの)を持参すること。

エ 写真(縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル、脱帽、正面上半身の写真で出願日前6か月以内に撮影したものとし、その裏面に氏名および撮影年月日を記入したもの)

(2) 受験手数料 8,200円(キャッシュレス決済(大津市保健所を除く。))または滋賀県収入証紙による。)

(3) 受験願書の提出期間 令和7年9月29日(月)から令和7年10月3日(金)までの午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、原則として、本人または代理人が持参すること。

なお、郵送の場合は、令和7年10月2日(木)の消印のあるものまでを有効とする。

(4) 受験願書の提出先

ア 持参の場合 県内において居住し、または就業している者は、その住所地または就業地を所管する各健康福祉事務所(各保健所)または大津市保健所に提出すること。これ以外の者は、滋賀県健康医療福祉部生活衛生課に提出すること。

イ 郵送の場合 滋賀県健康医療福祉部生活衛生課に提出すること。

(5) 受験願書等の交付 各健康福祉事務所(各保健所)、大津市保健所および滋賀県健康医療福祉部生活衛生課において交付する。また、滋賀県のホームページからダウンロードすることもできる。

5 合格発表 令和7年12月12日(金)午前9時から1か月間、県庁前掲示板、各合同庁舎(大津合同庁舎および木之本合同庁舎を除く。)の行政情報コーナー、各健康福祉事務所(各保健所)および大津市保健所に合格者の受験番号を掲示する。また、滋賀県のホームページにも合格者の受験番号を掲載する。

なお、電話による問合せには、応じない。

6 試験結果の本人への提供 口頭による試験結果の提供の求めは、次に定めるところにより本人に限り行うことができる。

(1) 期間 令和7年12月12日(金)から令和8年1月9日(金)まで(土曜日、日曜日、祝日および令和7年12月29日(月)から令和8年1月2日(金)までの日を除く。)

(2) 時間 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 場所 滋賀県健康医療福祉部生活衛生課 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁新館2階

(4) 持参するもの クリーニング師試験受験票

(5) 提供する内容 科目別得点および総合得点

(6) その他

ア 提供を求められることができる試験結果は、本人のものに限る。

イ 電話による問合せには、応じない。

7 問合せ先

滋賀県健康医療福祉部生活衛生課 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3641

滋賀県南部健康福祉事務所(草津保健所)生活衛生係 草津市草津三丁目14-75 電話 077-562-3549

滋賀県甲賀健康福祉事務所(甲賀保健所)生活衛生係 甲賀市水口町水口6200 電話 0748-63-6149

滋賀県東近江健康福祉事務所(東近江保健所)生活衛生係 東近江市八日市緑町8-22 電話 0748-22-1266

滋賀県湖東健康福祉事務所(彦根保健所)生活衛生係 彦根市和田町41 電話 0749-21-0284
滋賀県湖北健康福祉事務所(長浜保健所)生活衛生係 長浜市平方町1152-2 電話 0749-65-6664
滋賀県高島健康福祉事務所(高島保健所)地域保健福祉・衛生係 高島市今津町今津448-45 電話 0740-22-3552
大津市保健所保健総務課 大津市浜大津四丁目1-1 明日都浜大津1階 電話 077-522-6756

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和7年8月8日

滋賀県知事 三日月 大造

- 大規模小売店舗の名称および所在地 イオン近江八幡店 近江八幡市鷹飼町南三丁目7番
- 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
 - 変更前 株式会社東京デリカ 東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号 代表取締役 木山剛史ほか6者
 - 変更後 イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 代表取締役 古澤康之ほか5者
- 変更年月日 令和7年1月31日ほか
- 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更および退店のため
- 届出年月日 令和7年7月15日
- 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
近江八幡市産業経済部商工振興課 近江八幡市安土町中1番地8
 - 縦覧期間 令和7年8月8日から令和7年12月8日まで
- 意見書の提出期限および提出先
 - 提出期限 令和7年12月8日
 - 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年8月8日

滋賀県知事 三日月 大造

- 作業の種類 公共測量(路線測量)
- 作業の地域 近江八幡市若宮町、馬淵町
- 作業の期間 令和7年8月1日から令和7年10月6日まで

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和7年8月8日

滋賀県知事 三日月 大造

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
蒲生郡竜王町大字小口3番地 竜王町長 西田秀治	第2工区: 蒲生郡竜王町大字綾戸1047番の一部 外20筆 (全体: 蒲生郡竜王町大字	第2工区: 37,949.86㎡ (全体:	令和7.7.30	6593

綾戸1045番の一部外32筆	68,628.42㎡		
----------------	------------	--	--

一般競争入札の公告

滋賀県警察情報ネットワーク端末機器の賃貸借について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項の規定により公告する。

令和7年8月8日

滋賀県知事 三日月 大造

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品名および数量 滋賀県警察情報ネットワーク端末機器(搬入等を含む。) 一式
- (2) 借入物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 借入期間 令和8年1月1日(木)から令和12年12月31日(火)まで
- (4) 借入場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和7年滋賀県告示第20号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のように登録されている者であること。

ア 営業種目 大分類: 役務 中分類: リース・レンタル

イ 地域要件 問わない。

新たに入札参加資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。なお、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手続に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

- (1) 必要とする書類 仕様書による。
- (2) 提出期限 令和7年8月28日(木)午後1時まで
- (3) 提出場所 滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県警察本部警務部会計課用度係 〒520-8501 大津市打出浜1番10号

4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県警察本部警務部会計課用度係 〒520-8501 大津市打出浜1番10号 電話 077-522-1231(内線2263)
- (2) 契約条項を示す期間 令和7年8月8日(金)から同年9月25日(木)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時までおよび同月26日(金)の午前9時から午後1時まで
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは郵送により交付する。なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
- (4) 入札説明会 行わない。
- (5) 入札書の受領期限 令和7年9月26日(金)午後1時まで
- (6) 入札書の提出方法

ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用し、(5)の入札書の受領期限までに入札すること。

イ 持参による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に持参すること。

ウ 郵便による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に必着させること。なお、書留郵便に限るものとし、この場合の送料は自己負担とする。

- (7) 開札の日時および場所 令和7年9月26日(金)午後1時30分 滋賀県物品・役務電子調達システムによる。

5 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則

第92号)の規定による。

- (2) 入札金額は、総賃貸借料の総額を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。詳細については入札説明書による。
- 6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。
- 7 契約書の作成の要否 要
- 8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。
 - (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
 - (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- 9 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- 10 支払条件 前金払および部分払は行わない。
- 11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨
- 12 その他必要事項
 - (1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札する場合は、委任者から承認を受け、当該システムに委任情報を登録された代理人に限る。
 - (2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときには、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
 - (3) 落札者は、落札決定の日以後速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。
 - (4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
 - (5) この入札は、滋賀県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成18年滋賀県条例第55号)に基づく長期継続契約に係る入札である。契約期間は5年間とするが、議会の承認による債務負担行為を設定していないので、契約期間中の年度において歳出予算が削減される場合がある。その場合は契約を変更または解除することとなる。なお、この変更または解除に伴い損害が生じたときは、その損害の賠償を県に請求することができる。
 - (6) その他詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased : Police information network terminal equipment, 1 set
- (2) Deadline for tender : 13:00, September 26, 2025
- (3) For further information, contact : Finance Division, Police Administration Department, Shiga Prefectural Police Headquarters, 1-10 Uchidehama, Otsu-shi, Shiga 520-8501 Japan TEL 077-522-1231 (Extension 2263)

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和7年8月8日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 令和7年度第9-2号滋賀県防災アプリ開発および運用保守業務委託 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県土木交通部流域政策局 大津市京町四丁目1番1号
電話 077-528-4152

- 3 落札者を決定した日 令和7年7月24日(木)
- 4 落札者の氏名および住所 ファーストメディア株式会社 代表取締役 山崎佳一 東京都千代田区神田神保町一丁目42番4号
- 5 落札金額 47,960,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札(総合評価一般競争入札)
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和7年6月10日(火)

